

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子、下澤悦夫、寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

原告諸岡聡美 意見陳述書

2021年2月19日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原告ら訴訟代理人弁護士	大	脇	雅	子
同	青	山	邦	夫
同	内	河	恵	一
同	松	本	篤	周

外34名

1 私は、1959年3月4日11月10日に広島県福山市に生まれました。私の父である仲野靖は1930年の生まれで、2019年3月1日に89歳で亡くなりました。

両親に養育され、今日に至るまでの間、【志送り】という言葉が私の頭から離れることはありませんでした。そして今、この瞬間も離れることはありません。

もう一つ、私の頭を離れない言葉があります。それは【生き癖】という言葉です。

私の生き癖の源は、父です。3年前に最初の陳述書の作成をした時は、その父は存命しておりましたが、2年前の3月1日に鬼籍の人となりました。

私は、本当は、父に今回の裁判での意見陳述をしてほしかったのです。

2 父は、大阪府船場の反物屋の息子として生まれ、広島大学教育学部を出て、中学校の教師を勤めました。

私は、幼少期から、父や母が体験した空襲の記憶の話を聞いて育ちました。福山市では、1945年8月8日に福山大空襲があり、甚大な被害を受けました。空襲により、備後藩水野勝成公の福山城も消失しました。機銃掃射を受けた話も聞きました。

父は 私が小さい頃から、興奮した様子で、日本国憲法の話の繰り返し話していました。そんな父も、生まれた時から敗戦まで「軍国少年」であり、戦争によって自分は死ぬんだと信じ込んでいたということでした。父は4人兄弟の次男であり、長男はシベリア抑留を経て帰って来た時は、歯が1本もなくなっていたという話を聞かされました。

母の兄は、近所の方々に見送らせて戦地に動員され、戦死したのですが、私は母に「兄が戦争に行くことは悲しくなかったのか？行くな、と止めようとしなかったのか？」と尋ねたことがありました。母は、「非国民と言われるけえ、そんなことは言われんけー。」と答えました。

小学4年生の時、遠足で広島にある原爆資料館を訪れて、衝撃を受けました。広島県の学校では、毎年8月6日の広島、8月9日の長崎に原子爆弾が投下された日、ポツダム宣言が受諾されて太平洋戦争が終了したとされる8月15日は登校日で、平和教育を受けていました。

学校では、合唱曲として【原爆許すまじ】という歌を習いましたし、中学校の時には 課題の作文で「福山大空襲の記録」を書きました。

父は、毎年、日本国憲法の公布日である11月3日、施行日である5月3日だけは、自宅の玄関前に国旗を掲げていました。私は、父から、日常生活のなかで日本国憲法を大切にしていくこと、とりわけ9条は日本のためにかげがえのないものであることを、常々教えられていました。また、父は、これまでずっと「憲法が変えられることは絶対はない」と断言していました。

福山市で過ごした時期を経て、私は、戦争が深刻な人権侵害をもたらすものであることや、国家の失敗は、独裁、戦争、そして人権侵害であり、これらの事態が再び生じることを避けるために、日本国憲法がかげがえのない役割を果たしているという意識を、自然に持つようになりました。

このような意識は、現在に至るまで、私の信念の重要な一部を形成しております。

- 3 私は、高校を卒業して東京の大学に進学し、高校在学時に観た、ミュージカル映画【サウンドオブミュージック】にインスパイアされ、表現して演じることに強く魅力を感じ、舞台俳優として活動しました。

活動を通じて、私は、大きな組織や集団の空気、同調圧力に流されるのではなく、自分自身の信念に従い、表現していくことの重要性を絶えず感じていました。そもそも、舞台のオーディションでは、自分自身を存分に表現しなければ、合格することはできません。

湾岸戦争が報道されていた時期に、私は、2つの舞台に役者として関わっていました。フランス革命後を描いた【レ・ミゼラブル】と、ベトナム戦争を描いた【ミス・サイゴン】です。

私にとって日本国憲法、とりわけ9条に関する動向についても、気にかかっている時期でもありました。9条の解釈が徐々に変えられ、自衛

隊が戦争に関わる危険性が少しずつ拡大されていく状況に対して、危機感を拭うことができませんでした。

数年後、与党が日本国憲法の改訂草案を発表した際にも、その内容に愕然としました。私は、国家が個人の生活や人権を十分に顧みることなく、少しずつ独裁、戦争、人権侵害へと傾き始めていることへの危惧を強めていきました。

このような危惧は、2011年3月11日の東日本大震災と、これに伴い発生した原発事故をめぐる日本のメディアや政府の対応、そもそも原発を推進した政治を目の当たりにして、確信になりました。

4 私は、戦争を経験した父の【志送り】をするために、自分の娘、諸岡英実にも、幼い頃から日本国憲法の話聞かせるようになってきました。

娘は、私の父とも交流があり、頻繁に手紙のやりとりなどもしていました。父から娘に送られた手紙には、「8月6日、9日、15日のことは、覚えておかないといけないよ。」「終戦ではなく、【敗戦】なんじゃけえな。」などと書かれていたことを覚えています。

私が広島県で生まれ育ったこともあり、娘が小学校2年生になった頃から、娘を広島平和記念資料館（原爆資料館）や原爆ドーム、広島平和式典（広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式）に連れて行ったりもしていました。そのような経験を経て、娘も自然に、戦争はよくない！という考えを持つようになったようでした。

娘は、高校卒業後も役者として活動していましたが、安保法制の制定に向けた動きをきっかけとして、若い世代も政治や社会に対しスピークアップする事が重要と考えるようになったようです。2015年夏には、学生ユースと共に DemosKratia（デモスクラティア・民衆の声）という団体を結成し、安保法制に反対する活動等を企画していました。その後、国会議員の私設秘書として勤務し、私の父が亡くなってから約半年

後の2019年9月29日に実施された小牧市議会議員選挙に25才で立候補。当選を果たしました。それまでの表現活動として、娘は受け手となる観客に「作品」を通して社会的なメッセージを伝えていましたが、社会的な問題への関心を呼び起こす手段としては、現代社会の時の流れの中にあっては不十分で間に合わないと考えた事が、立候補の背景にあったようでした。

現在娘は小牧市議会議員として、特に社会的マイノリティにとって優しい社会づくりが持続可能な社会であることや、若者と政治をつなぐことの重要性を意識して活動を続けています。私も、娘の議員としての活動に協力しています。

- 5 私自身は、2005年に愛知県小牧市の「こまき9条の会」の呼びかけ人になりました。小牧市には、航空自衛隊小牧基地が設置されており、自衛隊とのかかわりが深くまたそのトラブルも多い地域です。それまで、日本国憲法の意味について、私は国民一人ひとり、個人が考えるべきものだと思っておりました。しかし、それでは国家の独裁、戦争及び人権侵害への動きを止めることはできないと考え、こまき9条の会の呼びかけ人になりました。

こまき9条の会の結成をきっかけに、私は、それまで以上に明確に様々な市民活動に参加するようになりました。私自身、これまで航空自衛隊小牧基地への抗議行動は何度も参加しています。抗議行動についてはある時期から小牧基地の中に入れてもらえなくなり、基地の外で行うようになりました。また、航空自衛隊の曲技飛行隊(ブルーインパルス)によるアクロバット飛行が、航空法に違反することが問題となった際には、東京都千代田区に所在する議員会館に申し入れに行ったこともあります。

6 私は、父から私、そして娘へと志送りとして憲法や平和に対する思いが受け継がれたように、何十年何百年に渡る歴史の積み重ねの先に現在があるものだと考えています。そして、そのような歴史の中で想いを受け継いでいく事こそが、人間のやるべき仕事だと思っています。

私は、憲法9条の定める戦争放棄、及び憲法が基本原理とする恒久平和主義の理念を、私が父や母から教えられたように、娘や孫にも継承していきたいと考えています。日本国憲法が保障する自由や人権は、その中に定められている通り、私たち国民の不断の努力により守っていかねばならないものであると思っています。アメリカ大陸の先住民の言葉に、「自然（地球）は先祖からの授かりものではなく、未来の子どもたちからの預かりもの。」という言葉がありますが、時間や知恵つまり日本国憲法も、未来の子どもたちからの預かりものと言えるのではないのでしょうか。

このように、私は、日本国憲法を守るための運動を続けてきましたが、その間も解釈改憲の議論が行われ、次第に日本国憲法そのものの理念が形骸化していると感じるようになってきました。2014年7月1日には、集団的自衛権の行使容認が閣議決定されました。翌年（2015年）には、安保法制が強行採決という立憲主義に反する暴挙によって制定されてしまったことで、日本国憲法の理念の形骸化は加速度を増しています。

国は絶えず100%暴走する性質を持っており、それを日本憲法が歯止める役割を持っています。国の暴走を止める為の憲法に則って法律は定められるはずなのに、それを完全に逸脱する法律の代表例が安保法制です。私は確実にそうだと思いますが、裁判官の皆様はどうお考えでしょうか。今回の裁判では、裁判官の皆様ご自身において安保法制が憲法に違反する判断を国や政治等他の圧力や権力に付度することなく、行って頂きたいと思います。

7 「国」というシステムに代わるものは、今はありません。戦後焼け跡から生まれた日本国憲法です。私は、押し付け憲法であるとは少しも思っていない。むしろ、あらゆる憲法の集大成が現在の日本国憲法だと確信しています。国の形を現した日本国憲法を逸脱した安保法制は、絶対に廃止しなければなりません。

そもそも国は、100%暴走します。国というシステムは戦争を想定したものだと最近知りました。だからこそ、多くの国民市民は不断の努力で戦争への足掛かりをとめ、その下支えをすることこそ、司法の役割だと断言します。

最後に問います。日本は「国家あつての国民」の国ですか。「国民あつての国家」の国ですか。

以上